

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、五條土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年六月二十一日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（UAVレーザ測量及び数値地形図作成）

二 測量の地域 五條市及び吉野郡野迫川村（一部）

三 測量の期間 令和六年六月二十日から令和七年一月三十一日まで